

国際情勢等の影響を受けて建物部材の価格が上昇

必要な修繕プランは実行したいものです

建設資材や工事費の上昇が建物の修繕・補修をはじめ、リフォーム、原状回復の工事費用に影響を及ぼしています。賃貸住宅経営における管理面から資材価格上昇の近況を見ていきます。



思いがけない資材価格の上昇が、工事単価のコスト増の要因になっています

元来、賃貸経営は景気に大きく左右されない、安定した需要に支えられているビジネスと評価されています。ところが、賃貸住宅を構成する建物部材の価格が国際情勢等の影響を受けて上昇に直面しています。

今までも外国為替市場の影響から輸入資材が高値になったり、大型都市開発、復興工事の需要等で建設資材や人材がひっ迫して工事費が上昇する事例を経験してきました。しかし今回は、木材価格上昇を引き起こしたウッドショックが長引いて価格高騰が懸念された矢先に、ウクライナ情勢で木材や多様な建設資材の流通価格が相次いで上昇し、市場を脅かしています。



競争の激化で、建物・修繕・改良工事の準備が必要とされます



事実、木材・木製品の国内価格で家の構造や内装、家具に広く使用される集成材は、平成27年の平均が100の国内物価指数に推移し、令和2年12月は96.8であったのが、3年12月には255.8と1年間に2.6倍の大幅上昇となっています。

修繕・補修、リフォームを行い物件の競争力を高める

現在も集成材や製材、合板、丸太の上昇継続が懸念されており、住宅の新築、リフォームに不可欠の合板、製材、集成材の価格が上昇すれば、自然、工事価格そのものにも跳ね返ってくる

ることになります。

ただ、国土交通省が、毎月実施している全国における建設資材価格動向の5月25日の調査結果によると、セメント、生コン、アスファルト合材、H形鋼、木材、石油などがやや上昇し、骨材(再生砕石)は横ばい、とされています。需給動向、在庫状況についても、資材によって逼迫、均衡、品不足になるものもある程度は、普通の状態といった程度の違いがあるようです。

賃貸住宅は適時に、修繕・補修、リフォームを行い、物件の魅力を高めて市場での競争力を高めることが求められ、そのためにも入居者ニーズにタイムリーに 대응する設備強化や改良工事が必要とされます。また、経年劣化への備えも怠れません。

建設資材や工事費の高騰の影響が不安視されている中、必要な修繕・補修は実行したいものです。修繕・補修、資金手当て等についても、何なりとご相談ください。

個人情報の取り扱いに関するルールを定めた法律

年々巧妙化する特殊詐欺事件やプライバシー権尊重の対策から、個人情報の取り扱いが厳密になっていきます。この4月には「改正個人情報保護法」が施行されました。

4月に「改正個人情報保護法」が施行 賃貸経営オーナー様も取扱事業者になる

賃貸経営ワンポイントアドバイス

同法と賃貸経営、及び賃貸オーナー様との関わりについて説明させていただきます。



不動産ビジネスは物件情報のほか、取引顧客の氏名、住所、電話、メールアドレス

に関するルールを定めた法律が、「個人情報保護法」です。

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいいます。例えば、氏名・住所・生年月日、顔写真、顔認識データ、指紋認識データ、マ

ドレスなどの多様な個人情報を取り扱う業種であることから、早くから個人情報の保護環境には慎重さが求められてきました。

そこで、個人の権利や利益の保護と個人情報の有用性のバランスを図りつつ、民間事業者における個人情報の取り扱いに

イナンバー、旅券番号、免許証番号などがあります。

個人情報保護法が制定されたのは平成15年で19年も前です。それ以降、見直しと改定を繰り返し、今回、利用停止・消去等の請求権の

拡大、漏えい等の報告・本人通知の義務化などが主な改正ポイントである「改正個人情報保護法」が施行されたものです。

平成17年に施行された個人情報保護法は、当初、保有する個人



情報を5千人未満の小規模事業者は対象外でしたが、現在ではたとえ1人の個人情報を保有、管理している場合でも、個人情報取扱事業者の対象となります。

人事業主の賃貸経営オーナー様も「個人情報取扱事業者」となります。個人データの量の多い少ないに関係なく、個人情報のデータベース等を保有し、これらを利用して

る事業として利用している場合、個人事業取扱事業者に該当する可能性があります。

(続く)

情報パック



令和4年版「土地白書」に見る不動産市場の動向

令和4年は景況感の改善等を背景に住宅地・商業地ともに地価上昇

令和4年版の「土地白書」が国土交通省から公表されました。令和3年度における地価を始めとする不動産市場の動向や、土地に関する国民の意識調査結果などが取り上げられています。白書が取り上げる土地問題のポイントをまとめてみました。

地価の動向について、令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅地は平成28年以来5年ぶりに、商業地は26年以来7年ぶりに下落に転じたが、令和4年は景況感の改善等を背景に住宅地・商業地ともに上昇に転じています。

地価公示で令和4年1月1日時点における全国の地価動向を見ると、全用途

平均・住宅地・商業地のいずれも2年ぶりに上昇に転じました。

3大都市圏の平均変動率では、全用途平均・住宅地が東京圏、大阪圏、名古屋圏のいずれも2年ぶりに上昇に転じ、商業地が東京圏、名古屋圏は上昇に、大阪圏は横ばいに転じています。地方圏では、全用途平均・住宅地・商業地のいずれも2年ぶりに上昇に転じました。

土地取引件数はほぼ横ばいで、2年前の水準で推移しています。

「賃貸住宅でかまわない」は大都市圏で9.9%、地方圏で11.4%

不動産市場の動向で、オフィス市場の経緯を見ると、東京都心5区では令和2年度以来上昇が続いていた空室率が、令和3年7～9月期には



6.3%と、平成26年10～12月期以来7年ぶりに6.0%を超えたが、令和3年10～12月期には6.4%と前期からほぼ横ばいとなりました。平均募集賃料については、令和2年7～9月期をピークに、下落が続いています。

住宅市場の動向で、賃貸マンションの賃料指数の推移を見ると、平成21年(1)期を100として令和3年10～12月期は、東京23区で113.2となり、大阪で123.9となっています。「持ち家志向か」「借家志向か」については、「土地・建物の両方を所有したい」が大都市圏で67.2%、地方圏で65.7%に対して、「賃貸住宅でかまわない」は大都市圏で9.9%、地方圏で11.4%となっています。

ちょっと一服



新型コロナウイルス感染症の落ち着きとともに、景況感が改善してきました。内閣府が6月8日に公表した5月の「景気ウォッチャー調査」結果によると、5月の景気の現状判断D1は、前月から3.6ポイント上昇し、54となりました。

景況感の改善に期待が寄せられる一方、円安や原材料価格の高騰などに不安感

新型コロナウイルス感染者数の落ち着きとともに、景況感が改善してきました。内閣府が6月8日に公表した5月の「景気ウォッチャー調査」結果によると、5月の景気の現状判断D1は、前月から3.6ポイント上昇し、54となりました。2～3カ月前の景気の先行きに対する判断D1は、52.5と前月から2.2ポイント上昇。住宅関連も現状、先行き判断D1ともに、今年になって最も大きく上昇しています。景気の先行き判断が4カ月連続の改善となり、本格的な景況感の改善に期待が寄せられています。

(※) 本紙に掲載しています写真はイメージです。記事と直接関係はありません。